

## 蒲郡市共同住宅等燃やすごみ・資源物集積場の設置及び管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内においてアパート、マンション、集合住宅及び宅地分譲地（以下「共同住宅等」という。）を建築し、又は宅地造成する者（以下「事業主」という。）が、燃やすごみ集積場又は資源物集積場（以下「ごみ集積場」という。）を設置し、及び管理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(地元協議)

第2条 事業主は、ごみ集積場の設置及び管理について、事前に共同住宅等の所在する区域の総代及び常会長（以下「総代等」という。）と協議しなければならない。

2 事業主は、設置したごみ集積場を当該ごみ集積場が所在する区域の常会と共同利用する場合には、その運用方法について、当該ごみ集積場の使用開始前までに総代等と協議しなければならない。

(協議)

第3条 事業主は、次に掲げる行為の申請時又は通知後に、共同住宅等のごみ集積場設置協議書（第1号様式）を市長へ提出し、ごみ集積場設置の位置、規模、構造等について協議しなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認又は計画通知

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為

(設置要件)

第4条 ごみ集積場の設置に係る要件は、ごみの種類ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 燃やすごみ集積場

ア 20戸建以上の共同住宅等の建築又は宅地造成については、当該共同住宅等の敷地内等に燃やすごみ集積場を設置すること。ただし、総代等と協議を行い、燃やすごみ集積場の設置が不要となる場合は、この限りでない。

イ 20戸建未満の共同住宅等の建築又は宅地造成については、事前に当該共同住宅等が所在する区域の常会が管理する燃やすごみ集積場へ排出するよう総代等と協議を行うこと。ただし、当該協議の内容により市長が必要と認めた場合は、当該共同住宅等の敷地内等に燃やすごみ集積場を設置することができる。

## (2) 資源物集積場

ア 50戸建以上の共同住宅等の建築又は宅地造成については、当該共同住宅等の敷地内等に資源物集積場を設置すること。ただし、総代等と協議を行い、資源物集積場の設置が不要となる場合は、この限りでない。

イ 30戸建以上50戸建未満の共同住宅等の建築又は宅地造成については、当該共同住宅等の敷地内等に資源物集積場を設置するよう努めること。この場合においては、総代等との協議の結果に応じ、資源物集積場の設置の要否を決定するものとする。

ウ 30戸建未満の共同住宅等の建築又は宅地造成については、当該共同住宅等が所在する区域の常会が管理する資源物集積場へ排出するよう総代等と協議を行うこと。ただし、地元周辺状況を勘案し、特に当該共同住宅等の敷地内等に資源物集積場を設置する必要がある場合であって、市長が必要と認めた場合は、当該共同住宅等の敷地内等に資源物集積場を設置することができる。

### (設置基準)

第5条 事業主は、原則として次の基準に留意してごみ集積場を設置しなければならない。

#### (1) 位置

ア 収集車の横付け及び通り抜けが可能な道路に面し、作業に支障がない位置とすること。

イ 道路上において、収集車が後退運転を必要としない位置とすること。

ウ 歩行者及び他の車両への交通障害とならない等、周辺住民に配慮した位置とすること。

エ 収集車の停車位置の反対側（進行方向右側）をごみ集積場としないこと。

オ 当該敷地内へ進入し収集作業を行う場合には、進入路が収集車に対応できる舗装及び設備を確保すること。

#### (2) 規模

ごみ集積場の面積については、ごみ袋の量及び設置する回収かごの必要数を考慮し、30戸あたり3.25㎡以上を確保すること。

#### (3) 構造

ア 道路高と同一平面とし、他の区画とはコンクリートブロック2段積み程度

で区分すること。

イ 原則として、扉、塀、門扉等を設けないこと。ただし、美観の保持、鳥獣によるごみの散乱防止等で必要があると認められるときは、ゲージ型又はボックス型の設置を認めるものとする。この場合は、設置前に市長に形式についての協議を書面で行うこと。

ウ 収集のための開口部は、必ず公道側に面していること。

2 前項各号の基準を満たさない場合において、設置等ができないことにより、当該共同住宅等の居住者（以下「居住者」という。）のごみ出しが困難となるおそれ又は周辺にある他のごみ集積場に支障が生じるおそれがあり、かつ、市長がやむを得ないと判断するときは、同項の規定にかかわらず、市長は、ごみ集積場の設置等を認めることができるものとする。

3 前2項の規定によらず設けられたごみ集積場については、市長は、収集の義務を負わないものとする。

（管理者の責務）

第6条 ごみ集積場の管理責任を負う者及び団体（以下「管理者」という。）は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 当該ごみ集積場の施設及び排出されたものを適正に管理すること。
- (2) 当該ごみ集積場を利用する者に対し、ごみの種類ごとの分別方法、排出場所、収集曜日、排出時間等を周知徹底すること。
- (3) ごみ集積場の管理に関し、総代等から協力要請がある場合は、管理者から居住者に対し積極的に参加させるよう指導すること。
- (4) 居住者に対し、ごみ集積場の清掃など維持管理に必要となる作業を自ら実施しなければならないことを、十分に説明すること。
- (5) その他必要な処置を講じること。

（設置及び管理に係る費用）

第7条 ごみ集積場の設置及び管理に係る費用は、事業主、管理者及び居住者で協議し、いずれかで負担すること。

（ごみ集積場用地の寄附）

第8条 事業主は、ごみ集積場として使用する用地（以下「用地」という。）の市への寄附を申し出ることができるものとし、この場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寄附の対象は、土地のみとする。

- (2) 用地に抵当権、借地権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該用地にごみ集積場を設置することについてあらかじめ総代等から了承を得ていること。

2 事業主は、前項の規定により寄附を申し出る場合は、寄附申出書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して市長へ申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 地積測量図
- (4) 登記原因証明情報及び登記承諾書（第3号様式）
- (5) 全部事項証明書
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) その他市長が必要とするもの

3 市長は、前項の申請を受理する場合は、寄附受納決定通知書（第4号様式）により、申請をした事業主に対し通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に設置されるごみ集積場について適用する。

第1号様式（第3条関係）

共同住宅等のごみ集積場設置協議書

年 月 日

蒲郡市長 様

届出者

住 所

氏 名

電 話

種 別	燃やすごみ・資源物
理 由	
設置場所	共同住宅等名称（ ） 別添見取図のとおり
利用戸数	約 戸
備考 1 本協議書を市に提出する前に、総代等から設置等に関する了解を得てください。 2 ごみ集積場の新設等の周知や清掃等の管理は、共同住宅等の居住者、管理者、総代等が行ってください。	

蒲郡市記入欄

収 集	可能・不可能（理由 ）
管 理 番 号	燃やすごみ（ ）・資源物（ ）
収 集 開 始 日	年 月 日
廃 止 日	年 月 日

第2号様式（第8条関係）

寄附申出書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

印

私の所有する下記の土地を、ごみ集積場として蒲郡市へ次の条項により寄附しますので、受納してください。

- 1 この土地について抵当権、質権、賃借権等の設定、その他の権利があるときは、私の費用で完全に抹消するとともに、万一第三者から求償等の申し出があったときは、私が責任をもって解決します。
- 2 この土地の所有権移転登記は、蒲郡市が手続きする。

記

所 在 蒲郡市

町	字	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	摘要

添付書類 ① 位置図 ② 公図写し ③ 地積測量図

※ ①～③は、申出書に綴じて割印をしてください。（各2部提出）

⑤ 登記原因証明情報及び登記承諾書（第3号様式）

⑥ 印鑑証明書

⑦ 登記事項証明書（全部証明）

（各1部提出）

第3号様式（第8条関係）

登記原因証明情報及び登記承諾書

私が所有する下記の土地を、 年 月 日付けで蒲郡市に寄附しました。

よって、下記の土地の所有権は、同日付けで蒲郡市に移転しました。

記

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 ( m <sup>2</sup> )

蒲郡市長 様

年 月 日

上記登記原因のとおり相違ありません。よって、その所有権移転登記をすることを承諾いたします。

住所（所在地）

氏名（名称）

印

第4号様式（第8条関係）

蒲 第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

### 寄附受納決定通知書

年 月 日に申請のありました下記の土地の寄附について、受納することを決定しましたので、通知します。

記

市が寄附を受ける土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 ( m <sup>2</sup> )